

社会福祉法人とおの松寿会定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人とおの松寿会（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人の管理運営及び業務の執行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員

(資格等)

第2条 定款第6条第4項に規定する選任候補者は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任する。

2 次の各号に規定する者は、評議員に選任することができない。

- (1) 法人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(兼職禁止)

第3条 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。

(特殊関係者)

第4条 評議員には、法人の評議員又は役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない。また、各評議員又は各役員と特殊な関係がある者が含まれてはならない。

2 前項の特殊な関係がある者とは、次の各号に規定する者のほか、厚生労働省令で定める者をいう。

- (1) 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該評議員又は役員に雇用されている者
- (3) 第2号に掲げる者以外であつて、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (4) 第1号及び第2号に掲げる者の配偶者

- (5) 第1号から第3号に掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

第3章 評議員会

(運営規程)

第5条 評議員会の運営についての規程は、理事会において定める。

第4章 理 事

(理事の欠格事由)

第6条 第2条第2項第1号から第5号に規定する者は、理事に選任することができない。

(理事の資格要件)

第7条 定款第15条第1項第1号に規定する理事には、次の各号に規定する者が含まれなければならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (2) 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- (3) 法人が設置する事業所の管理者

(理事の特殊関係者)

第8条 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係にある者（以下この項において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えてはならない。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人までとする。

- 2 前項の特殊の関係がある者は、第4条第2項の特殊な関係があるものを準用する。この場合において、第4条第2項第1号から第3号中「当該評議員又は役員」とあるのは「当該理事」と読み替えるものとする。

(理事の職務及び権限)

第9条 理事長は、理事会の決定に基づき法人の内部的及び対外的な業務執行権限を有する。

- 2 理事の職務及び権限に関する規定は、定款第17条第2項により、別に定める。

(その他理事の職務等)

第10条 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じて法人の業務執行の意思決定に参画するほか、理事長や他の理事の職務の執行を監督

する役割を担うものとする。

(理事の義務等)

第11条 理事は、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、監事に報告しなければならない。

2 理事には、特別背任罪及び贈収賄等の罰則が適用される。

第5章 理事会

(運営規程)

第12条 理事会の運営についての規程は、理事会において定める。

第6章 監事

(監事の資格等)

第13条 定款第15条第1項に規定する監事は、法人の理事又は職員を兼ねることができない。

2 監事には、次に規定する者が含まれなければならない。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者

(2) 財務管理について識見を有する者

3 役員配偶者又は三親等以内の親族及び役員との特殊の関係のある者は、監事に選任できない。

4 前項の特殊の関係のある者は、第9条第2項第1号から第3号中「当該評議員又は役員」とあるのは、「当該役員」と読み替えるものとする。

(監事の権限)

第14条 監事は、定款第18条第2項の規定に基づきその職務の遂行のため、理事及び法人の職員に対し事業の報告を求めると、また、法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる。

3 前項の請求をした場合、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(理事会への報告)

第15条 監事は、次に規定する行為等を確認したときは、その内容を理事会に報告し

なければならない。

- (1) 理事が不正行為をしたとき
- (2) 理事が不正行為をするおそれがあると認めるとき
- (3) 法令・定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

(監事の理事会への出席)

第16条 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

(評議員会に対する報告)

第17条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(監査実施規程)

第18条 監事の監査の実施についての規定は、理事会において定める。

第7章 職員及び事務局

(職員の選任及び解任)

第19条 定款第22条第2項に規定する施設の長他の重要な職員は、次の職員とし、理事会において選任する。

- (1) 施設長
- (2) 管理者
- (3) 前号の職員に相当する職責を有する者

(事務局の設置)

第20条 法人に事務局を置き、分掌事務は事務処理規則に定める。

2 事務局に次の職員を置き、理事長がこれを任免する。

- (1) 事務長
- (2) 事務員

第8章 施設長の職務権限

(委任)

第21条 理事長は、理事長の権限に属する事務のうち、次に掲げる施設等の運営に関する事務を施設長に委任し、施設長はその事務を処理する。

- (1) 入所者、利用者の決定及び日常の処遇に関すること。

- (2) 入所者の預り金に係る日常の管理に関すること。
- (3) 防火管理者を定めること。
- (4) 財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
- (5) 施設会計の収入及び支出に関すること。
- (6) 歳入、歳出他現金等に関すること。
- (7) 財産の使用の許可又は物品の貸与に係る期間が1週間以内の場合について使用の許可又は貸出しをすること。
- (8) 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関すること。
- (9) 臨時的任用職員及び時間雇用職員の任用に関すること。
- (10) 全各号に定めるもののほか、施設の日常運営について、必要な事項に関すること。

(専決)

第22条 施設長が専決することのできる事務は、別表のとおりとする。

(専決の制限)

第23条 前条に規定する専決事項であっても、次の各号の一に該当する場合は、専決することができない。

- (1) 事の重大又は異例に属するとき。
- (2) 紛議論争があるとき又は処理の結果、紛議論争が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 決裁権者が、当該案件について特別な利害を有するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に上司において事案を了知しておく必要があると認められたとき。

第9章 理事、監事又は評議員の損害賠償責任

(賠償責任)

第24条 理事、監事又は評議員は、法人に対してその任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠ったこととは、法人に対する善管注意義務違反（理事は、忠実義務違反を含む。）をいう。

(賠償責任の免除)

第25条 理事、監事又は評議員の法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができない。

2 法人に対する損害賠償責任を負う理事又は監事が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事又は監事が法人の業務執行の対価として受ける額のうち、理事又は監事が法人の業務執行の対価とし

て受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に各号の数を乗じた額(以下「最低責任限度額」という。)を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる。

(1) 理事長 6

(2) 業務執行理事 4

(3) 理事、監事 2

3 理事又は監事の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の同意を得なければならない。

4 評議員の法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められない。

(理事、監事又は評議員の第三者に対する損害賠償責任)

第26条 理事、監事又は評議員が職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合は、第三者に対して責任を負わなければならない。

第10章 細則の変更

(変更等)

第27条 この細則の変更等は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年8月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第22条関係）

施設長の専決事項	
1	入所者、利用者の決定及び日常の処遇に関すること。
2	入所者の預り金の管理に関すること。
3	防火管理者を定めること。
4	財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
5	施設会計の収入及び支出に関すること。
6	収入の確認、納入の通知及び債権の督促、その他収入に関し必要な措置をとること。
7	歳入、歳出他現金等に関すること。
8	財産の使用又は物品の貸与に係る期間が1週間以内の場合について使用の許可又は貸出しをすること。
9	職員の日常の労務管理及び福利厚生に関すること。
10	被服貸与に関すること。
11	臨時職員、時間雇用職員の任免に関すること。
12	制規、定例の届、願、申請書等の受理並びにこれに基づく証明書等の交付に関する こと。
13	次に掲げる契約に関すること。 (1) 100万円未満の工事又は製造の請負に関すること。 (2) 100万円未満の食料品、物品の購入に関すること。 (3) 30万円未満の施設設備の保守管理、物品の修理、業務委託及び物品購入等に係る リース契約その他の契約に関すること。
14	ボランティア、研修及び施設見学の受入れ並びに施設内行事に関すること。
15	前各号に定めるもののほか、施設の日常運営について、必要な事項に関すること。